

EU の基本権保障と民主的統制 - リスボン条約を通じた国内公法原則の援用を契機として
福王 守 (駒沢女子大学教授)

[研究成果]

2009 年 12 月の「リスボン条約」の発効は、欧州憲法条約を事実上断念したことにより実現した。その根源には、権限の強化とともに拡大し続ける EU の中で、自国の存在価値が失われることに対する構成国の強い危機感がある。国際機構を構成国の手で民主的に営むことの難しさを、改正 EU 条約の批准問題は顕著に示しているといえよう。そのひとつとして、「EU 基本権憲章」への法的価値の付与の問題が挙げられる。本報告では EU 条約における基本権保障問題について、EU が欧州人権条約を介した国内公法原則の類推により解決を試みてきた過程を検証した。その上で、国際法と国内法が交錯する問題として、レジュメ及び資料に基づき、機構の民主的統制との関わりから基礎考察を試みた。

本報告において、特に着目したのが「法の一般原則」概念である。同概念は本来、一般国際法実務において、実定国際法の欠缺による裁判不能 (*non liquet*) を回避する手段として ICJ 規程第 38 条 1 項 c を通じて用いられてきたにすぎない。その起源は自然法の要素を強く含んだ私法たるローマ市民法 (*jus civile*) に求められる。また、EU はキリスト教的な旧「文明国」を母体とした国家を中心として発達してきたことから、法の一般原則概念の具体的な発展形態を窺うことができる。特に、欧州司法裁判所は旧共同体時代より、同原則に頻繁に依拠することで機構法の欠缺を補充して積極的な法形成を促してきた。

しかし、人権とは本来国家における不可譲な「絶対的主権」の要素であり、その扱いは公法分野に属する国内管轄事項であった。ゆえに、国際裁判の場において依然として抽象性を強く含んだ法原則を過度に援用することは、むしろ明示的な国家間合意を経ずに絶対的主権の範囲を狭め、移譲可能な「高権的主権」の範囲を拡大することに通じる可能性がある。すなわち、これは EU の民主的な運営にとって不可欠な、国家による影響力の行使の機能を損ねることにつながるのではないかと。国家主権の一部的な委譲に基づく EU の民主的な運営にとっては、設立時の正当性付与の権限のみならず、設立後の権力性行使の権限も構成国に十分残されていなければならない。事実、基本権保障をめぐる「法の一般原則」と既存の EU 法が衝突した裁判事例からは、裁判所が国内法に対する EU 法の優位性を確保する目的で、意図的に国内公法の一般原則を適用したものが窺える。また、機構内において影響力の強い国家の国内法上の原則が、裁判を通じて優越した地位を与えられることもあろう。したがって、EU の基本権保障の確保にとって、構成国を通じた機構の民主的運営は不可欠である。ただし、法の一般原則概念を通じた機構の権限の拡大は、すべての構成国に対して客観的で公平な基本権保障を約束するものとはいえないと考える。

[課題]

本報告内容の確認とともに、その不十分さのご指摘および今後の発展的研究に向けた有意なご示唆を賜った。特に、国内法の援用をめぐる議論については、一般国際法上の「法の一般原則」概念を EU 法上どのように結び付けていくべきかが改めて問われた。また、これまで機構内の基本権保障の徹底にとって法の一般原則は有効な手段として判例法を形成してきたのであり、負の側面についてはさらに判例研究を重ねなければ十分に説明し得ないのご指摘を受けた。さらに、本報告における民主的統制の意味、およびこれと基本権保障問題の関連性について検証の不十分さのご指摘を受けた。心より感謝申し上げたい。